

タウンミーティング議事録

1 日 時

平成30年12月22日（土）午前10時から11時30分まで

2 場 所

上下水道局 大会議室

3 参 加 者

（1）特別職等

井崎市長、石原副市長、後田教育長、志村上下水道事業管理者

（2）部 局 長

山田総合政策部長、湯浅市民生活部長、早川健康福祉部長、
秋元子ども家庭部長、武田都市計画部長、石野都市整備部長、
鈴木土木部長、前川学校教育部長

（3）事 務 局（秘書広報課）

中野課長、石川課長補佐、近藤係長、上林主事、金子臨時職員、
三好主任主事（記

4 来場者数

27名

5 質疑回答

裏面のとおり

Q 市民

新川耕地の物流センターの影響により県道5号線が渋滞するため、地域の狭い道路が抜け道として使われ、車のスピードも出ている状況です。渋滞の対策をどのように考えていますか？

A 市

現在、野田市の玉葉橋が非常に混雑しており、玉葉橋と流山橋の間の道路が朝夕に混雑する傾向があります。このため、平成34年度には三輪野山地区に「江戸川新橋」という橋を新たに建設して、混雑を緩和すべく進めています。新橋については、今年6月に千葉県と埼玉県が協議を行い、国の交付金を確実に得て早期に工事を進めるため、通行料を有料とする方針になりました。

新橋の整備については地域において説明会を開催しているほか、市議会にも報告しております。また、今後は物流センターが完成して流山インターチェンジから野田方面に入る車が増加することが予想されますので、幅16mの広い道路を整備する計画があるほか、警察と協議を行い、右折専用信号を整備して直進の車を速やかに進めるなど、混雑緩和に努めていきたいと思っております。

Q 市民

愛宕神社の交差点の改良工事が計画されていますが、詳細がわかりましたら自治会に周知して要望を聞いてください。県道脇の水路に架かる橋の道幅を6mにすると聞きましたが、道幅を広げると余計に車が進入するのではないのでしょうか。

A 市

ご指摘の地点については、警察と協議を行い、押しボタン式の信号を定周期式の信号に変更する方針ですが、信号待ちの車があるとインターチェンジ方向からさらに進入した車が左折できない状況となりますので、道の一部を6mに拡幅して何台かすれ違いのできるスペースを確保するものです。

警察によると、安全を確保するための措置とのことですが、市においても今後「この先は通り抜けしづらい場所です」という注意喚起を掲示するなど警察や事業者と協議してまいります。

Q 市民

先般、市から「新市街地区の字の区域及び名称の変更について」という通知が届きました。また、昨日（12月21日号）の広報ながれやまにおいて「来年5月11日から字の区域と名称が変更となり、変更の1か月前に通知書と手引きを配付します。変更図面など市ホームページでご覧になれます」と掲載されていました。

しかし、変更に際しては行政のみならず市民も多くのことを行わなければなりません。該当する市民に対しては、広報ながれやまやホームページだけでなく詳細な説明会を開催してください。全員が難しければ、少なくとも該当地域の自治会長や役員を対象に開催してもらいたいです。

A 市

新市街地区の字の区域及び名称の変更については、来年5月10日に換地処分を行い、翌日の11日に名称変更となります。

4,000名近くの対象者がおり、多くのことをしていただく必要がありますので、ご要望いただきました説明会の開催についても担当部署に伝えて検討したいと思います。

Q 市民

昨日（12月21日号）の広報ながれやまにおいて、平成29年度職員の分限及び懲戒の状況として「休職11名・免職1名・訓告等4名」と掲載されていました。これはあってはならないことです。どのような理由なのでしょうか。

A 市

職員の免職については、消防職員が釣り銭詐欺のようなことを働いた事件がありました。牛井屋の支払いの際に1万円札を出して、その1万円札をそのまま懐に入れてしまったという事案であり、本人を懲戒免職としたほか、管理・監督する立場の職員に対しても訓告その他の処分を行ったものです。消防長に対しても巡回指導を行うよう要請し、今後の規律順守を徹底していきます。

Q 市民

東初石5・6丁目自治会においては、今後、4つの小学校と3つの中学校を抱えることとなりますが、父兄から多くの質問を受けており「なぜ、八木北小学校に行かなければならないのか」「なぜ、新しい小学校行かなければならないのか」「小山小学校からおおたかの森小学校に移ったのに、また新しい学校に移らなければならない」などの声があります。

中学校に関しては、現在はおおたかの森中学校に通っている生徒が非常に多いのですが、新しい中学校は非常に遠い場所にあります。自治会として、1,400戸近くの自治会員に対して説明するのは非常に困難なのですが、市はどのように考えているのですか。

A 市

日頃から子どもたちの安全な登下校にご尽力いただき感謝しております。

1つの自治会が4つの小学校と3つの中学校を抱えている状況について、人口の急増する中で十分な広さの学校を整備するためには、大変申し訳ないのですが用地を確保できる場所が限られてしまう状況です。その中で、登下校の安全性が保たれ、子どもたちがより良い環境で学校生活を送れるように配慮しているところです。

学校が2度も3度も変わるの望ましいことではありませんが、お子様やご家族の意向もありますので、個別に対応したいと思います。さらに、新設小学校への通学については流山おおたかの森駅からのバス通学も検討しています。

Q 市民

つくばエクスプレスの六町駅と北千住駅の間での混雑がこの2年間で本当に悪化しており、秋葉原駅に10分くらい遅れて到着することが常態化しているほか、ドア点検により頻繁に停止したり、お客さん同士のトラブルもあります。人口増加と直結するため学校と同じくらいの問題だと思うのですが、都内に通勤するサラリーマンは自治会活動にも参加できず、ある意味サイレントマジョリティーになりがちであり、市に声が届きません。つくばエクスプレスは沿線自治体が株主だと思いますので、混雑対策のため声を出していただきたいです。流山の発展上、大きなテーマだと思います。

A 市

現在は特に若い方々の人口が増えており、その殆どがつくばエクスプレスを利用されることを沿線自治体の市長は十分認識しています。

T Xに対しては3年程前から機会のある毎に8両編成化を要望しているところ、T Xによれば再来年の春には最混雑時における1時間あたりの発車本数を22本から25本に増便できるよう検討したいということですが、それでは混雑率が12～13%緩和されるだけであり、毎年4～5%ずつ悪化している現状においては混雑の現状維持にはなれど緩和には繋がりませんし、その後も毎年悪化することとなります。

沿線自治体も連携しながら様々な手を打って要望しており、T Xもこれまでに以上に真剣に考えているように見受けられますが、利用者の皆さまからもT Xに訴えかけていただくと効果があると思います。

Q 市民

また、人口が20万人を超えると中核市になるという選択肢もあります。県の行政事務が市に下りてくれば、福祉がより身近になったり、流山市だけが幸せになるのではなく他の地域から期待される役割もあると思いますが、どのように考えていますか？

A 市

中核都市には、様々な課題と、効果と、負担があります。今のところ前向きに取り組む予定は無いのですが、メリット・デメリットを市民の皆さまにご説明できるよう整理したいと思います。

Q 市民

同世代のお母さんと話をしていると「保育園のほうは選ばなければ入れるくらい園が増えているが、小学校に入ってからが不安だ」と言っていて、学童の質の部分で保育園との大きなギャップを感じています。国からは学童の質のガイドラインのようなものが示されており、それを守ってもらえるとは理解していますが、今後の運営や質の担保についてお聞かせください。

A 市

学童について量と質の観点に分けてお答えします。

量の部分では、子どもの数が非常に増えている中で、今までは小学1年生から3年生までが優先的に入所できるよう整備していましたが、国の基準が変わり、現在は6年生まで入所できるよう整備を進めています。

質の部分では、先般、学童支援員の資格要件について、緩和される国の方針案が示されましたが、流山市は資格要件を変更することなく、支援員の質を高めていきます。支援員の研修を行うほか、ガイドラインの見直しを行いながら、子どもたちが良い環境の中で育つことができるように努めていきます。

Q 市民

新しく移り住んだ方々と話をしていると、市のキャッチコピーにあるように、自然の多い環境で子育てができることに魅力を感じて引っ越してくる方がたくさんいます。開拓に伴って緑や畑が減り「子どもたちはどこで自然と遊べるんだろう」と思っている方がたくさんいて、公園に遊具があって土があってというだけでは「自然に近いという感覚はなかなか持てない」という本音をお持ちの方も多いため、人口が増えて開拓をしていくことと、自然の多い街づくりとの両立について、どのように考えているのか教えてください。

A 市

1989年に宅鉄法（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法）という法律が生まれ、区画整理の中で鉄道用地を生み出すという事業が進められてきました。TX沿線の自然は区画整理を行うという前提の下に保存されていたものであり、この開発を覆すことはできませんが、グリーンチェーン認定制度やガイドラインを整備することで、街中に少しでも緑を取り戻せるよう取り組みを続けています。

また、おおたかの森では区画整理地域の外周部分に緑が残っていますが、この付近は市街化調整区域に指定されており、農地などに転用されて緑が無くなる可能性がありますので、地権者のご協力が得られれば公園として整備するなど緑を残せるような施策を展開したいと思います。

Q 市民

学童のガイドラインのことはよく知らないのですが、公設の学童では公平性を大切にする一方、支援員に宿題も見てもらえないそうですので、母親の

声も聴きつつ進めていただけたらありがたいです。

また、おおたかの森に住んでいる方はワーキングパパ・ワーキングママで忙しいので、(流山おおたかの森)ショッピングセンターや(柏の葉)ららぽーとなどで過ごしていて少し離れたところの緑を知らない方も多いと思います。是非、緑を残して、さらに皆さんに周知してもらえると「自然が全然ないね」ということにはならないと思います。(要望)

Q 市民

4月から環境美化推進委員をしていますが、先日、不法投棄についての通知がきまして、先程の押しボタンのところから今上に向かう通りの周辺にごみが散乱していましたので、早速電話をして「不法投棄がありますよ」と報告しましたら、翌日、回収してもらえました。

その際、「河川課にも連絡する」という話でしたが、道路沿いの話は環境整備課(環境政策課)、河川沿いの話は河川課ということだと思いますが、区別をせずに協力して対応すればよいのではないのでしょうか。(要望)

Q 市民

先ほどの6m道路に関連して、道路法はご承知ですよね。道路法46条か47条に「道路管理者は、道路が破損したり壊れたりする場合に道路を規制することができる」と書かれていますよね。道路法46条とか47条、ご存じですか?知っていたら教えていただきたいと思います。

A 市

道路法は100条以上ありますので、第何条に何が書いてあるということまではこの場で速やかに申し上げることはできかねますが、道路が破損して安全に通行できないと道路管理者が判断した場合には、道路管理者の権限において、通行止めや片側の通行規制などを行うよう交通管理者である警察に届け出て対処するようにしています。

また、土木部門の職員以外であっても、市内巡回中に草木が繁茂していて通行できない場所を発見した場合には土木部に連絡するという体制があり、このことは、毎年1回庁内ネットワークを通じて職員に依頼しています。

Q 市民

職員から「タウンミーティングの議事録はホームページに載っています」と教わりましたが、この内容は担当部署において確認していますか？去年のタウンミーティングで道路の「街灯」に樹木が覆い被さっていると指摘した件ですが、議事録では「街頭」の文字になっていました。

A 市

タウンミーティングの議事録については「がいとう」の文字の変換ミスであり、あってはならないミスを犯していると反省しています。発言の内容については各担当部署に伝えていきますので、ご理解いただければと思います。

なお、このタウンミーティングの冒頭にもお願いしましたが、タウンミーティングの後、アンケート用紙に「この場所の街灯が木で隠れていて危ない」など具体的に書いていただけると担当が調べてご連絡させていただきますので、ご記入をいただければと思います。

Q 市民

私が言ったのは、そのような箇所があったら職員同士で協力して連絡するのですかという話です。

愛宕ふれあいの森から押しボタンのところまで道路がカーブしているので、車が走っていて散歩している人がいてもカーブを過ぎたところでようやく見かけた場合は危険だということで、流山市も50年近くあるので、毎年データとして残っているのではないかという話はしたと思います。また、通勤途中で見つけたりした場合は、協力してやってるんですか。担当課以外の職員でも協力して「ここにこういうものがありましたよ」とできないのですか。ということをお願いしたのです。

その中で、会議録を見ていて「街頭」と変換ミスというけど、変換ミスしたのをそのまま決裁で通してしまうのですか。ただ判を押しているだけなのではないでしょうか。決裁しているのであれば、よく見ていただきたいと思います。

(要望)